

投資信託口座または債券口座をご開設のお客さまへ

株式会社 北海道銀行

個人番号・法人番号（マイナンバー等）のお届けのお願いについて

平素は北海道銀行をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、2016年1月よりマイナンバー制度（※）が開始となり、投資信託口座や債券口座のご開設等の際に個人番号・法人番号（以下「マイナンバー等」）のお届けが必要となりました。

また、マイナンバー制度開始以前に投資信託口座または債券口座をご開設されたお客さまにつきましても「マイナンバー等」のお届けが必要であり、お届けをいただいていない場合は、2019年1月以降最初に投資信託、債券の売却（償還）代金や利金、分配金の支払いを受ける時までにお届けいただく必要があります。

つきましては、下記1の必要書類をご持参のうえ、最寄りの道銀本支店に「マイナンバー等」のお届けをお願いしにご案内申し上げます。

ご不明な点がございましたら、お手数ですが最寄りの道銀本支店までお問い合わせ下さい。

※ マイナンバー制度は、社会保障・税・災害対策の分野で行政の効率化、国民の利便性向上、公平・公正な社会を実現することを目的として2016年1月に施行された制度で、国内で住民票を有する全ての個人に12桁の個人番号（マイナンバー）が、国内の法人には13桁の法人番号が割り振られております。

記

1. 必要書類

以下の「個人番号（または法人番号）確認書類」と「本人（または法人）確認書類」をそれぞれご持参ください。

個人のお客さま	<input type="checkbox"/> 個人番号確認書類	以下のいずれか1点。 個人番号カード、通知カード、個人番号の記載がある住民票、個人番号の記載がある源泉徴収票
	<input type="checkbox"/> 本人確認書類	【顔写真のある確認書類の場合（いずれか1点）】 個人番号カード、運転免許証、パスポート、療育手帳、在留カード など 【顔写真のない確認書類の場合（いずれか2点）】 各種健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、印鑑証明書（発行後6ヶ月以内のもの）、住民票の写し（発行後6ヶ月以内のもの） など
法人のお客さま	<input type="checkbox"/> 法人番号確認書類	以下のいずれか1点。 国税庁Webページの印刷画面、法人番号指定通知書
	<input type="checkbox"/> 法人確認書類	以下のいずれか1点（発行後6ヶ月以内のもの）。 法人番号指定通知書、登記事項証明書、印鑑証明書、国税または地方税の領収証書、納税証明書 など

2. 期限までに「マイナンバー等」のお届けがない場合

現状、取引制限等はありませんので、通常どおりお取引いただけます。

ただし、法令改正によりお取引が制限されるようになることも想定されますので、お早めにお届けいただくことをお願いしております。

以上

本通知は2018年11月30日時点で投資信託口座または債券口座をご開設のお客さまに送付しております。
既に「マイナンバー等」を当行にお届けいただいている場合は、再度のお届けは不要となります。